

第542回（令和5年度第5回）  
鳥取地方最低賃金審議会  
（令和5年9月13日）

机上配布資料



第542回（令和5年度第5回）  
鳥取地方最低賃金審議会  
（令和5年9月13日）

## 机上配布資料目次

No.	資 料	頁
1	鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程（案）	1
2	令和5年度最低賃金改定額及び業務改善助成金等の周知広報について	5



(案)

鳥取地方最低賃金審議会  
最低賃金専門部会運営規程

~~令和4年4月1日改正~~

令和5年〇月〇日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらか

じめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成8条3月29日)

第6条から第8条までの改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日)

第7条第2項の改正規程は、平成9年12月15日から施行する。

附 則 (平成13年5月9日)

第1条、第2条、第5条から第8条の改正規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年8月24日)

第6条、第7条の改正規程は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年7月5日)

第1条、第2条、第3条、第4条から第6条及び第9条の改正規程は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日)

第7条の改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年〇月〇日)

第4条の改正規程は、令和5年〇月〇日から施行する。





令和5年9月13日  
鳥取労働局労働基準部賃金課

## 令和5年度最低賃金改定額及び業務改善助成金等の周知広報について

### 1 鳥取県と連携による周知・広報について

鳥取県商工労働部雇用人材局(以下「県」という。)と連携の上、鳥取県最低賃金の改定額及び支援策である業務改善助成金及び賃金アップ環境整備応援補助金等について、鳥取県最低賃金額改定の官報公示日(9月5日)から、積極的かつ重点的な周知・広報を実施。

### 2 的確な周知広報

#### (1) 新聞折込チラシによる広報

県と連携して周知用チラシ(別紙1)を作成し、9月6日の日本海新聞(朝刊)の折込チラシとして14万世帯に投函。

#### (2) 個別企業への働きかけ

県と連名により、時間当たり900円未満の労働者を雇用する事業所(求人提出企業)513事業所に対して、鳥取県最低賃金改定額のお知らせ(別紙2)、業務改善助成金のリーフレット(別紙3)・業務改善助成金の活用方法に係る局作成のチラシ(別紙4)・賃金アップ環境整備応援補助金(別紙5)といった支援策の案内等を郵送し、業務改善助成金等の周知・活用促進。

#### (3) 市町村・関係団体を通じた周知・広報の協力依頼

県と連名により、市町村、商工会連合会等の経済団体、社会保険労務士会、中小企業診断士協会、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体に、鳥取県最低賃金の引上げ、業務改善助成金及び賃金アップ環境整備補助金の周知・活用(周知依頼)を通知。

### 3 その他の取組

(1) 労働局、県及び働き方サポートオフィスの共催により、「賃金引上げに活用できる助成金セミナー(オンライン)」(別紙6)を9月に集中的に実施(4回)。

(2) 改定額に係るポスター、パンフレット及びリーフレット(全て厚生労働本省作成)等を、国の出先機関、県、市町村、商工会連合会等の経済団体、労働組合、教育機関、飲食生活衛生営業同業組合等の業界団体等、約260団体あてに持参又は郵送し、周知・広報を依頼(9月下旬～10月中旬に実施予定)。



鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです



令和5年10月5日(木)から鳥取県の最低賃金は

854円→  
46円アップ

**900円**

もうすぐ!  
になります!

最低賃金はパートやアルバイトを含むすべての労働者に適用されます。  
900円未満の賃金は10月5日までに引上げが必要です。

県・国では企業の賃金アップの取組を支援します。  
事業所内で最も低い賃金が**854円～1,100円**の場合は、以下のいずれかの  
助成制度の対象になります。(一定の要件があります。詳細はお問い合わせください)

## 国 業務改善助成金



【詳細はHPで】

最大  
600万円

補助率  
4 / 5 ~  
9 / 10

## 県 賃金アップ環境整備 応援補助金



【詳細はHPで】

最大  
500万円

補助率  
2 / 3

事業所内で最も低い  
賃金の一定額  
以上の引上げ



生産性向上、労働能率増進につながる  
**設備投資・業務改善**  
〔機械設備、経営コンサルティング、  
人材育成・教育訓練 等〕



設備投資等にかかった  
費用の一部を  
**助成**

### 【お問合せ先】

- 「最低賃金」について  
厚生労働省 鳥取労働局 賃金室  
☎ : 0857-29-1705
- 「業務改善助成金」について  
厚生労働省 鳥取労働局 雇用環境・均等室  
☎ : 0857-29-1701
- 「賃金アップ環境整備応援補助金」について  
鳥取県商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課  
☎ : 0857-26-7536 FAX : 0857-26-8169

【最低賃金について】



鳥取労働局HP

賃金アップで  
みんなの笑顔も  
アップ♪





# 鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	<b>900円</b>	令和5年10月5日

\*令和5年10月4日までは現行最低賃金の854円が適用されます

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>859円</b>	令和4年12月17日 *令和5年10月5日から「鳥取県最低賃金900円」が適用されます。
鳥取県各種商品小売業最低賃金	*令和5年10月5日から「鳥取県最低賃金900円」が適用されます。（それまでの間は、同854円が適用）	

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当      ② 臨時に支払われる賃金  
③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金      ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

※ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

● 社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！

鳥取労働局雇用環境・均等室（企画担当） TEL 0857-29-1701

● 経営面・労働面の相談をワンストップで行います。（相談は無料）

働き方改革サポートオフィス鳥取 TEL 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL0857-29-1705

鳥取労働基準監督署 TEL0857-24-3211

米子労働基準監督署 TEL0859-34-2231

倉吉労働基準監督署 TEL0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

## Q1：今の賃金が最低賃金額以上か調べるにはどうするの？

A1：賃金形態で計算方法が違いますので、次の計算方法で行ってください。

- ①支払われる賃金が時間給の場合 **時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）**
- ②支払われる賃金が日給の場合 **日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）**（事例1参照）
- ③支払われる賃金が月給の場合 **賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金の時間額と比較します。**（事例2参照）

（事例1）（日によって所定労働時間数が異なる場合）

Aさんは日給6,420円、1日の所定労働時間数は7.5時間です。

この場合は、上記②にある式にあてはめると、

$$6,420円 \div 7.5時間 = 856円 \geq 900円 \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

（事例2）（月によって所定労働時間数が異なる場合）

Bさんは月給150,500円、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間数は8時間です。

この場合、次のような計算式を用いて比較します。

$$\text{月給額} \div \text{1か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$$

この式にあてはめると、

$$150,500円 \div [(250日 \times 8時間) \div 12か月] \\ = 903円 \text{（円未満切捨）} \geq 900円 \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となり、最低賃金額を満たしていることが分かります。

## Q2：うちの会社には手当がいくつかあるのですが、最低賃金の計算に入れるものは何？

A2：最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

（事例3参照）

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（事例3）

Cさんは、月給で、基本給が118,500円、職務手当が月28,000円、通勤手当が月7,500円支給されています。また、この他に時間外手当、休日手当などが支給されます。

ある月のCさんの賃金は、基本給、職務手当、通勤手当のほか、時間外手当が32,500円支給され、合計が186,500円となりました。

この賃金が最低賃金を上回っているかどうかは、次のように調べます。

（Cさんの会社は、年間所定労働日数260日、所定労働時間数は1日7.5時間です。）

- ① 支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。

除外される賃金は、通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんから、

$$186,500円 - (7,500円 + 32,500円) = 146,500円$$

- ② この金額を、事例2の方法で時間額に換算し、最低賃金額と比較をします。

$$146,500円 \div [(260日 \times 7.5時間) \div 12か月] \\ = 901円 \text{（円未満切捨）} \geq 900円 \text{（鳥取県最低賃金）}$$

となりますので、最低賃金額を満たしていることとなります。



# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 対象事業者・申請の単位など

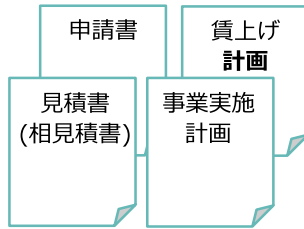
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➔ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

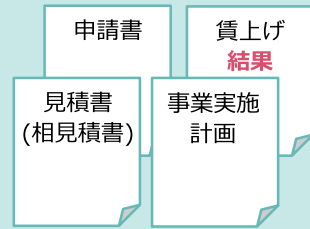
### 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、  
・ 賃金引き上げ計画書  
・ 事業実施計画書  
が必要です。



事業場規模  
50人未満で  
あればこちら  
も適用

一定の期間※に事業  
場内最低賃金を引き  
上げていた場合は、  
**賃金引き上げ計画は不  
要**です。(事業実施  
計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引き上げ(90円コース)  
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➔ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

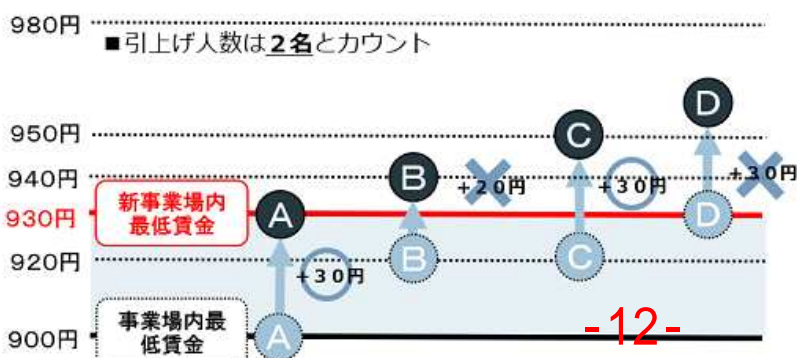
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。



## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかがあった。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を減らすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

**<導入前>**

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

**<導入後>**

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

**さらなる工夫**

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならないが、また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が増え、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**<導入後>**

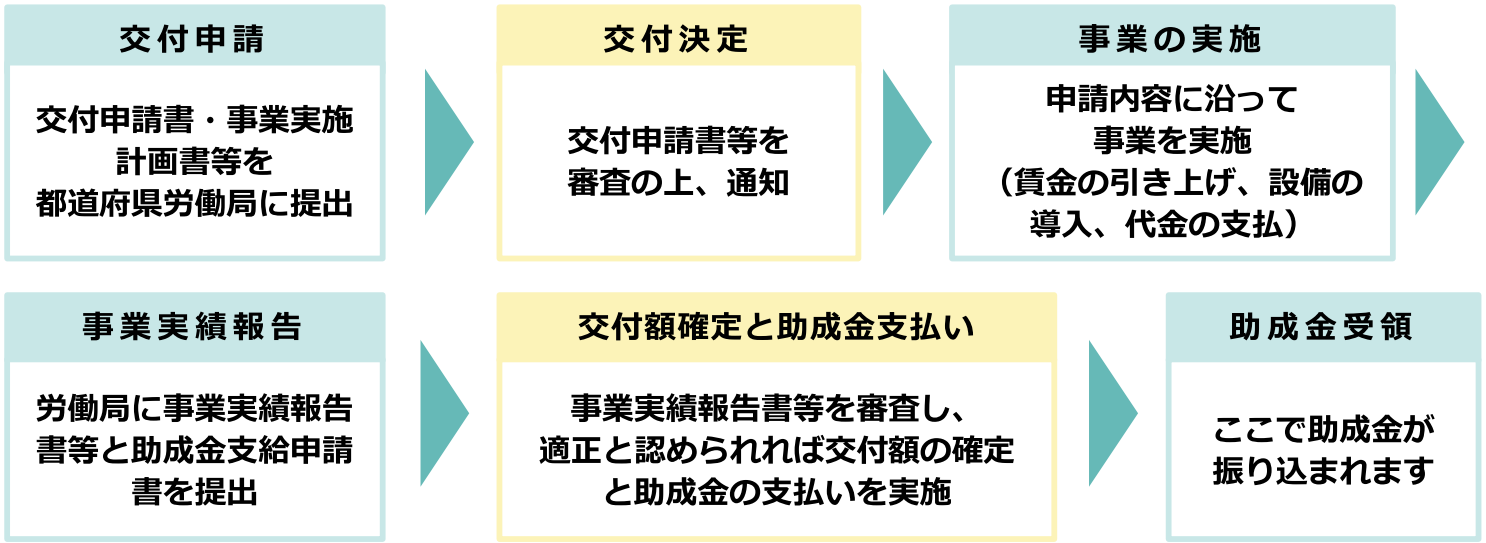
リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士の提案

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

# 鳥取県最低賃金引き上げのお知らせと 業務改善助成金のご案内

令和5年10月5日(木)から、鳥取県の最低賃金（現行:854円）は、  
時間額 **900円** になります。

## 「業務改善助成金」のご案内

最低賃金の引上げに対応し、引き上げた賃金を継続的に支払い続けるためには、生産性の向上や業務改善により、賃上げに対応できる職場環境を整備する必要があります。

業務改善助成金は、**事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を補助する助成金**です。

事業場内最低賃金と地域の最低賃金の差額が50円以下の事業所(※)が対象になります。

(※)鳥取県では、事業場内最低賃金が904円以下(10月5日以降は950円以下)の事業所が対象です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

賃金引き上げ、設備投資等を実施する前に所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による審査・決定後に、申請内容に沿って賃金の引き上げと設備投資等を実施してください。

ただし、**50人未満の事業場は、賃金引き上げ後に交付申請を行うことができます。**

## ご注意ください

事業場内最低賃金の引上げを鳥取県の最低賃金の引上げ日（令和5年10月5日）より前に行うかどうかで、助成金支給の有無や支給額が異なる場合があります。詳しくは裏面の助成金受給例をご覧ください。



## 助成上限額

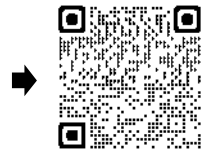
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5
950円以上	3/4

- ・月給制、日給制等の場合も助成対象となります。

事業場内最低賃金の算出方法は



- ・事業場内最低賃金の引き上げについては就業規則等に定める必要があります。

## 助成金受給例

○ 30人未満の事業所(賃金引き上げ人数 5人)が200万円の設備投資を行うと仮定

### 例1 事業場内最低賃金 854円 を 900円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引き上げ】 (注1)

引上げ額 46円 → 助成率 9/10 上限額140万円 (45円コース) (○部分)

200万円 × 9/10 = 180万円 ※上限額である140万円の受給

【10月5日以降に引き上げ】 (注2)

引上げ額 0円 (注3) → 助成対象外

### 例2 事業場内最低賃金 870円 を 930円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引き上げ】 (注1)

引上げ額 60円 → 助成率 9/10 上限額190万円 (60円コース) (○部分)

200万円 × 9/10 = 180万円 ※180万円の受給

【10月5日以降に引き上げ】 (注2)

引上げ額 30円 (注3) → 助成率 4/5 上限額100万円(30円コース) (○部分)

200万円 × 4/5 = 160万円 ※上限額である100万円の受給

(注1) 10月4日以前に賃金を引き上げたとみなされるためには、就業規則等を改定するだけでなく、10月4日までに引上げ後の賃金で1日以上勤務した実績が必要です。

(注2) 50人未満の事業所については、遡って差額を支払うことにより、10月4日以前に賃金引き上げを行ったものとして取り扱うことができます。

(注3) 令和5年10月5日以降は事業場内最低賃金を900円以上にさせていただく必要があります。このため、10月5日以降に賃金引き上げを行った場合は900円からの引上げ額として算定します。

※助成金の支給に当たっては、上記のほかに支給要件があります。

助成対象となる設備投資等、詳しくは鳥取労働局雇用環境・均等室  
(0857 - 29 - 1701) または働き方改革サポートオフィス鳥取  
(0800 - 200 - 3295) へお尋ねください。

詳細はこちら →



人手・人材不足で賃上げをお考えの事業主の方へ

賃上げで従業員の笑顔もアップ!!



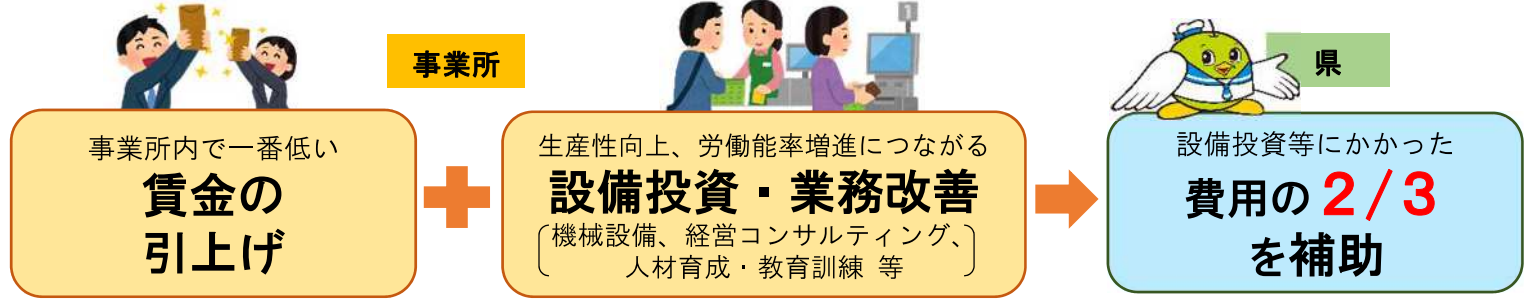
補助率  
2 / 3

最大  
**300万円**  
(50円コース)  
**500万円**  
(100円コース)  
大幅増額

# 賃金アップ環境整備応援補助金

## 【第四次募集】のご案内

事業所内の最低賃金アップに取り組む企業の生産性向上や業務改善につながる取組を支援します！



※申請前にすでに賃金の引上げを行っている場合は対象となりませんのでご注意ください。

### ■ 補助対象事業

最低賃金引上げ計画を策定の上、生産性向上、労働能率の増進等にかかる取組を実施し、賃金アップを実現した場合、設備投資、人材育成・教育訓練等の取組に要した費用を補助します。

#### 【設備投資・業務改善の例】

- ✓ セルフレジ・POSレジの導入で生産性向上
- ✓ 外部の接客研修でサービス・回転率向上
- ✓ 在庫管理システムの導入で業務改善
- ✓ 専門家アドバイスによる業務のマニュアル化、見える化
- ✓ データ整理、システム化による業務の効率化

賃金アップした労働者数に応じて補助金額もアップ!!



### 第四次募集 の特色!!

- ☺ 事業所人数の上限がなくなりました。 ➡ 大きな事業所も申請可能に!
- ☺ 申請代行経費も補助対象になりました。 ➡ フロに申請手続きを任せて安心!

### ■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象です。

- ☐ 鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方（個人事業主や福祉法人等も対象です。）
- ☐ 「業務改善助成金」の対象外かつ事業場内最低賃金が**1,100円以下**（※）であること
- ☐ 事業実施の取組効果が期待でき、賃金引上げ、事業費等の関係書類の提出ができること

鳥取労働局HP



※現在の事業場内最低賃金が**854円～904円**(10月5日以降は**900円～950円**)の事業所は、厚生労働省(鳥取労働局)が実施する「業務改善助成金」の対象となります。詳しくは鳥取労働局までお問い合わせください。

### ■ 申請受付期限

**令和5年12月31日(日)** (事業完了：令和6年2月29日(木)、実績報告：令和6年3月15日(金))  
本補助金の活用を検討される場合には、お早めにご申請くださるようお願いいたします。

鳥取県 賃金アップ 検索



◆鳥取県ホームページに掲載の募集要領で詳細を必ずご確認ください。

虚偽申請・不正受給は絶対に許しません！不正が疑われる場合はすぐに警察に相談します



【申請・お問合せ】商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220-17 本庁舎7階  
☎ 0857-26-7536 FAX 0857-26-8169 ✉ koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

令和5年9月作成



# 2023年10月5日から最低賃金は900円！ 賃金引上げに活用できる助成金セミナー

## 開催日時

- ① 9月8日(金) 10:00～11:00 ③ 9月13日(水) 15:00～16:00  
② 9月11日(月) 10:00～11:00 ④ 9月15日(金) 17:00～18:00

- 内 容** ○業務改善助成金について 働き方改革サポートオフィス鳥取  
○賃金アップ環境整備応援補助金について 鳥取県雇用人材局

## お申し込み方法

電子メール([tottori@task-work.com](mailto:tottori@task-work.com))まで  
申込期限:各セミナー開催日の前日まで

- (1)企業名  
(2)連絡先電話番号  
(3)受講希望番号(上記の開催日時①～④)  
を入力のうえ送信してください。

メールにてセミナー参加に必要なURLおよびパスワード等をご連絡します。

働き方改革サポートオフィス鳥取  
WEBサイトへはこちら



WEBサイト内の「セミナーのご案内」からもお申込みいただけます。

## 【オンラインセミナーについて】

- ☑②～④の開催日については①の録画で対応します。
- ☑WEB会議システム「ZOOM」を使用します。ご利用にあたってはZOOMアプリのインストール等、事前に準備いただく必要があります。
- ☑迷惑メール等による受信拒否機能によりメールを受信するドメインを指定されている方は、あらかじめ当方のドメイン(@task-work.com)を受信できるよう設定を変更してください。
- ☑セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担になります。タブレットやスマートフォンの携帯回線経由の場合はデータ通信費が多くなる場合がありますのでご注意ください。

## 【お問い合わせ・お申し込み】 働き方改革サポートオフィス鳥取

### 【ハタラクダ】

- 一つ、短時間でキョツと働くだ！
- 一つ、健康第一で余裕をもってしっかり働くだ！
- 一つ、みんな仲良く支えあって働くだ！
- 一つ、学びあい育てあいやりがいをもって働くだ！
- 一つ、一人一人が高い意識をもって楽しく働けばハタ楽だ！



所在地:〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1丁目152 SGビル2F 201号室  
電話:0857-30-7226/フリーダイヤル:0800-200-3295/FAX:0857-30-7227  
電子メール:[tottori@task-work.com](mailto:tottori@task-work.com) 【共催:鳥取労働局、働き方改革サポートオフィス鳥取】

